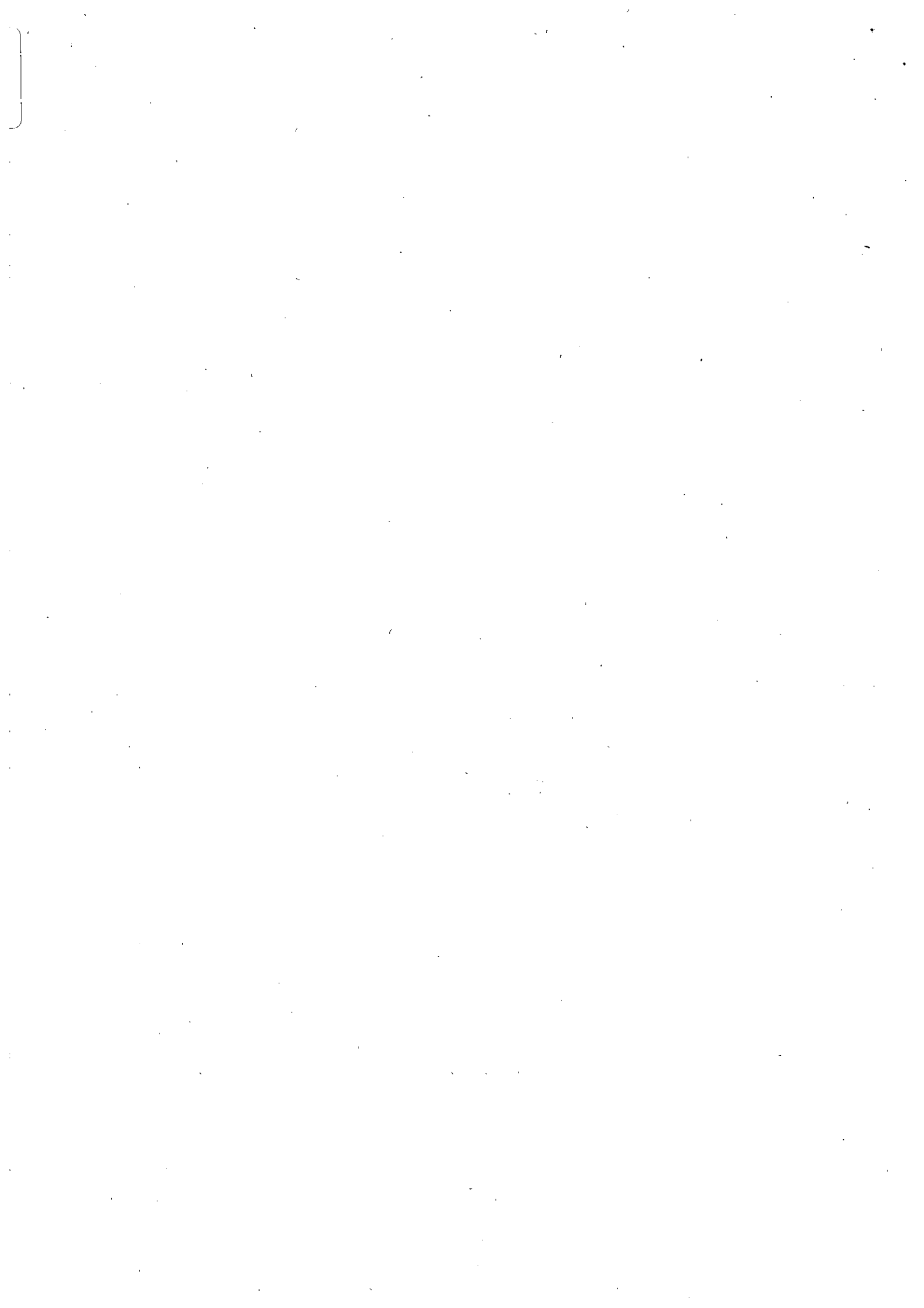


第 1 3 0 号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について

目 次	ページ
1 定款変更の理由	1
2 定款変更案の内容	1
3 地方独立行政法人長崎市立病院機構定款新旧対照表	3

市民健康部
平成 2 9 年 1 1 月



1 定款変更の理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、地方独立行政法人の役員の任期や監事の職務及び権限などが見直されたことに伴い、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款（以下「定款」という。）の一部を変更するもの。

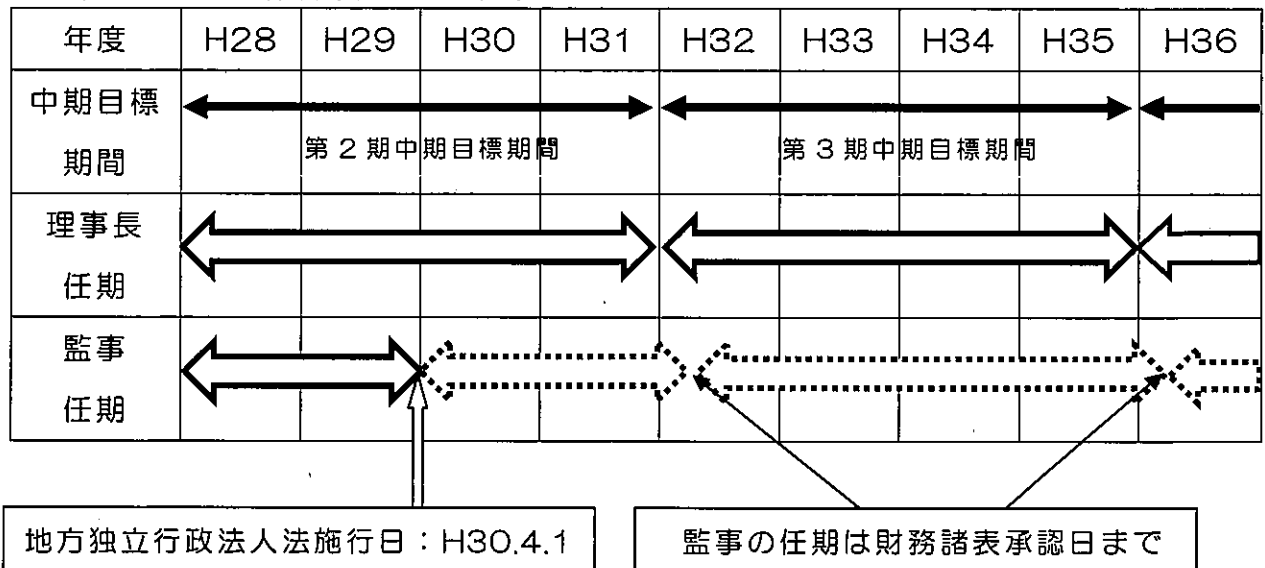
2 定款変更案の内容

(1) 監事の任期変更（定款第10条関係）

監事の任期については、法第15条第2項の新設により、「理事長の任期に対応して定めるものとし、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。」と定められたため、定款を整備する。

役員	現行	変更（案）
理事長	4年	現行どおり（変更なし）
副理事長	4年	
理事	2年	
監事	2年	監事の任期は、法第15条第2項本文の規定による期間とする。

【参考】（中期目標期間との対応）



(2) 監事の職務及び権限（定款第 8 条関係）

法改正により、監事の職務及び権限が明文化されたことに伴い、定款を整備する。

(3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 地方独立行政法人長崎市立病院機構定款新旧対照表

現行	変更（案）
地方独立行政法人長崎市立病院機構定款	地方独立行政法人長崎市立病院機構定款
第1条～第7条（略）	第1条～第7条（略）
（役員の職務及び権限）	（役員の職務及び権限）
第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。	第8条（同左）
2 副理事長は、法人を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。	2（同左）
3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。	3（同左）
4 <u>監事は、法人の業務を監査する。</u>	4 <u>監事は、法人の業務の監査その他の法に規定する職務を行う。</u>
5 <u>監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は長崎市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。</u>	【削る】
（役員の任命）	（役員の任命）
第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。	第9条 理事長及び監事は、 <u>長崎市長（以下「市長」という。）</u> が任命する。
2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。	2（同左）
（役員の任期）	（役員の任期）
第10条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。	第10条（同左）
2 <u>理事及び監事の任期は、2年とする。</u>	2 理事の任期は、2年とする。
【新設】	3 <u>監事の任期は、法第15条第2項本文の規定による期間とする。</u>

- 3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 役員は、再任されることができる。

第 11 条～第 20 条 (略)

(資本金等)

第 21 条 法人の資本金は、法第 67 条第 1 項の規定により長崎市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 67 条第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち資産に係る土地は、別表第 1 のとおりとする。

3 長崎市から法人に対し譲渡される財産のうち資産に係る建物は、別表第 2 のとおりとする。

第 22 条以下 (略)

4 (同左)

5 (同左)

第 11 条～第 20 条 (略)

(資本金等)

第 21 条 法人の資本金は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により長崎市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 66 条の 2 第 1 項に規定する承継される権利に係る財産のうち資産に係る土地は、別表第 1 のとおりとする。

3 (同左)

第 22 条以下 (略)

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。